

6 生活福祉資金貸付制度

【実施主体】社会福祉法人富山県社会福祉協議会 TEL 076-432-2960
(直接の窓口は各市町村社会福祉協議会)

令和6年度

資 金 種 類		貸 付 条 件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
福 祉 費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用			据置期間経過後 20年以内 ※以下は目安		
	生業を営むために必要な経費	(460万円)		(20年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(10年)	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	負傷又は疾病の治療にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	(150万円)		(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ●医療費又は介護費の支払等 ●給与等の盗難、紛失 ●火災等被災 ●その他、これらと同等のやむを得ない事由	10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				